

## 千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況

### (1) 障害の早期発見から相談機関への連携

項目番号	対応方針	①関連する事業名称	②分類	③事業内容	④拡充等の内容	障害者計画事業番号	所管課
1	<b>相談場所及び機会の創出と専門機関への引き継ぎについて</b>  発生とほぼ同時に判明する一部の障害を除き、本人の障害が判明し、確定するまでの間、相談先もわからず、不安を抱える場合が少なくないことから、少し「気になる」程度の状況でも、障害者の不安の受け皿として相談できる機会と場所について、十分な量を創出します。なお、このような相談場所は、必要であれば、専門機関への引き継ぎを障害者本人や家族の同意を得たうえで行います。	発達障害者支援センター運営事業	拡充	発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族等からの相談に応じるとともに、療育に関する指導や助言を行います。 また、関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な支援体制の整備に努めます。	ペアレントトレーニングに、ASD(自閉症スペクトラム)児を対象にした講座を試験的に導入	○ (No.64)	障害者自立支援課
		発達障害者等に関する巡回相談事業	継続	専門知識を有する相談員が幼稚園・保育所等を巡回し、施設職員や保護者等に対し、発達障害の疑いのある児童の早期発見・早期対応のための助言等を行います。	-	○ (No.65)	障害者自立支援課
		療育センター運営事業	拡充	障害児の早期発見、早期療育の観点から、相談、指導、診断、検査、判定等を行い、障害に応じた訓練等を行うとともに、個別指導や保護者への相談支援を行います。 また、障害児とその保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のため、計画作成やサービス事業者との連絡調整等を行います。	療育センター療育相談所の医師(週1回勤務)を3名増員	○ (No.130)	障害福祉サービス課
		養護教育センター教育相談事業	継続	特別な支援が必要な幼児、児童生徒、その保護者及び教職員等に対して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、電話相談・来所相談・医療相談・学校訪問相談を行います。	-	○ (No.144)	養護教育センター

		かかりつけ医等発達障害対応力向上研修	継続	かかりつけ医等の医療関係者を対象に、発達障害に係る研修を開催し、地域における発達障害への対応力の向上を図ります。	-	○ (No.129)	障害者自立支援課
		就学時健康診断 定期健康診断	継続	定期健康診断及び就学時健康診断において、学校医の協力の下、運動障害、聴覚障害視覚障害等、疑いがある場合には必要な支援機関を個別に紹介しています。	-	-	保健体育課
2	早期発見の仕組みの創出と関係機関への理解促進について	乳幼児健康診査	継続	4か月・1歳6か月・3歳児健康診査等を実施し、先天性の疾患、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・早期療育を促すとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。	-	○ (No.115)	健康支援課
		1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導事業	継続	毎年度、各区の保健福祉センターごとに年6~10回程度「心理相談」の名称で心理判定員を派遣し、発達や性格行動の面で診断を希望される親子に対し、面談を行い児童の簡易的な発達検査及び相談指導等を実施しています。また、状態像によって療育機関を紹介したり、児童相談所での精密検査につなげ、早期発見・早期療育に努めています。	-	-	児童相談所

		千葉市地域自立支援協議会運営	継続	障害者の地域生活を支援するためのシステム作りや関係機関のネットワークの構築等に向けて定期的に協議を行います。(医療的ケア児等支援部会の設置)	-	○(No.72)	障害福祉サービス課
3	医療と福祉の連携について  障害の確定後、適切な福祉サービスの利用等につながるよう、医療と福祉の連携を強化します。	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進	継続	長期入院中の精神障害者の地域移行を支援します。	-	○(No.127)	精神保健福祉課
		かかりつけ医等発達障害対応力向上研修	継続	(再掲)	-	○(No.129)	障害者自立支援課
		地域子育て支援拠点事業	継続	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	-	-	幼保支援課
4	ボーダーラインにいる障害者に対するフォローアップの仕組みの創出について  障害が確定した後も、福祉サービスの利用等につながらない、いわゆるボーダーラインにいる障害者に対するフォローアップを行う仕組みを創出します。	発達障害者支援センター運営事業	拡充	(再掲)	-	○(No.64)	障害者自立支援課
5	なお、上記のような取組みを行うにあたっては、障害者本人や家族等の障害受容を急がせることがないよう、十分に配慮します。		-	障害のある人が感じることや障害の受け止め方は人それぞれであることから、そのとき、その人にあった説明をするよう心がけます。	-	-	関係課

(2)相談機関とネットワーク構築

項目番号	対応方針	①関連する事業名称	②分類	③事業内容	④拡充等の内容	障害者計画事業番号	所管課
1	<b>相談機関の役割の明確化及び周知について</b>  相談機関の役割分担を明確にし、これを市民に十分周知することによって、相談先を探しやすくなります。また、保育所、学校、医療機関等、障害の疑いのある方と最初に関わることの多い関係機関にも、これを十分に周知し、相談機関へのつなぎや情報連携が適切に行われるよう支援します。	発達障害者支援センター運営事業	拡充	(再掲)	-	○ (No.64)	障害者自立支援課
		乳幼児健康診査	継続	(再掲)	-	○ (No.115)	健康支援課
2	<b>相談機関同士の連携強化と家族を含めた支援について</b>  相談機関同士の連携を強化し、障害者本人や家族が複数の専門機関に別々に相談することによる負担ができる限り減らします。具体的には、最初に相談を受けた相談機関が、障害者本人や家族の同意を受けたうえで、必要な関係機関を集めたケース会議を開催する等の対応が円滑に図れるよう支援します。また、検討にあたっては、障害者本人への支援だけではなく、家族も視野に入れた支援を検討します。	就学時健康診断 定期健康診断	継続	(再掲)	-	-	保健体育課
		利用者支援事業 (子育て支援コンシェルジュ)	継続	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	-	-	幼保支援課
		養護教育センター教育相談事業	継続	(再掲)	-	○ (No.144)	養護教育センター

	<b>計画相談事業所の充実及び拠点的相談機関の創設について</b>							
3	<p>計画相談事業所の負担軽減と機能強化を図り、障害者の生活全般に関わるよう支援します。また、サービス利用だけではなく、生活全般に関わるよう啓発を行うとともに、相談支援専門員の人材育成を他の福祉人材の育成とあわせ、検討します。</p> <p>計画相談事業所が、チームケアネットワークの中心となるための支援を行います。また、障害福祉サービスを利用しない障害者に対するチームケアについて、その方法を検討します。</p> <p>個々の計画相談事業所が行う上記のような取組みをバックアップする拠点的な相談機関を既存の相談支援事業所の拡充等により創出します。また、計画相談支援事業所と地域包括支援センターとの連携も視野に入れ、拠点的な相談機関を中心とした相談体制の構築を検討します。その際、本市が推進する地域包括ケアシステムの一環として機能するよう十分な連携を図ります。</p>		検討	<p>地域自立支援協議会において、計画相談を含む障害者の相談支援体制の見直しについて審議が行われたほか、令和元年7月に計画相談事業所を支援する取組等が急務との提言がなされました。</p> <p>当該提言等を踏まえ、拠点的相談機関として計画相談事業所の後方支援を行う基幹相談支援センターの設置及び計画相談支援推進事業補助金制度の令和2年度実施に向け検討を行いました。</p>	-	-	-	障害福祉サービス課
4	<p><b>ライフステージの切り替わりにおける情報共有について</b></p> <p>障害児のライフステージの節目における相談支援において、関係機関の情報共有を円滑に行い、継続的な支援にあたっての連携体制を構築します。</p>	幼保版個別の教育支援計画	継続	<p>平成30年度より、幼稚園や保育所等が幼保版の様式を活用して個別の教育支援計画を作成し、小学校との個に応じた合理的配慮の提供について情報共有を図っています。</p> <p>また、幼稚園や保育所等の職員と小・中学校の教員向けの説明会を実施し、利用の促進を図っています。</p>	-	-	-	養護教育センター

### (3)障害福祉サービス等の充実

項目番号	対応方針	関連する事業名称	新規／拡充等分類		新規／拡充等の内容	障害者計画事業番号	所管課
1	<b>不足するサービスの検証と支援策の検討及び実施について</b>  必要なサービスを受けられるよう、不足しているサービスには、何らかのインセンティブを付与する等の支援策を行い、必要とされる事業所の開設を促進します。	強度行動障害者支援加算	継続	強度行動障害者の支援を行う施設が生活支援員等の加配などを行った場合、必要な経費の一部を助成します。	-	○(No.93)	障害福祉サービス課
2	<b>ニーズ聴取の定期的な実施及び必要な対応の検討について</b>  サービスの隙間に陥る障害者が出ないよう、様々なニーズを聞き取る機会を定期的に開催します。また、重度の障害者の主な介助者となっている家族等の支援を検討します。 そのうえで、必要な対応について、効果等を検証のうえ、事業化を検討します。併せて、全国的な課題については、国に積極的に提案や要望を行います。	障害者団体との懇談会の実施	継続	障害者団体との懇談会を実施し、様々なニーズを把握します。	-	-	障害者自立支援課
		障害者計画等策定に係る実態調査	新規	次期障害者計画等の策定にあたり、障害者児、保護者・家族、障害福祉サービス等事業者の多様なニーズ等を把握することを目的に実態調査を実施します。 (3年ごと実施)	-	-	障害者自立支援課
3	<b>サービスへのアクセス支援策の検討について</b>  サービスへのアクセス支援については、既存の社会資源の活用も併せ、総合的に検討し、必要な支援策を実施します。	障害者サービス等へのアクセス支援策の総合的検討(福祉タクシー助成・自動車燃料費助成・通所交通費)	検討	福祉タクシー、自動車燃料費助成、通所交通費助成等サービスへのアクセス支援について、より必要性の高い障害者福祉施策の充実のため、利用者アンケート等を実施し、それらの結果をもとに総合的な検討を進めています。(令和2年度も継続的に検討)	-	-	障害者自立支援課

4	<b>障害のある児童が通うことのできる取組みの推進について</b> <p>本市の保育所(園)、小中学校及び子どもルームについては、引き続き障害のある児童も通うことができるよう、先進的なモデル事例や他自治体の効果的な事例等を参考にするなど、幅広い検討を通じた取組みを一層進めています。あわせて、私立幼稚園等における障害のある児童の受け入れを促進します。</p>	子どもルーム整備・運営事業	拡充	原則として、すべての子どもルームにおいて、障害のある子どもの受け入れが可能な体制を整えます。	施設整備:9か所 実施設計:4か所	○ (No.145)	健全育成課
		特別支援教育指導員配置事業	継続	小中学校の通常の学級に在籍する緊急に対応が必要なADHD(注意欠如／多動症)等の児童生徒に対して、特別支援教育指導員を配置して、対象児童生徒の学習面や行動面等の困難さの改善を図ります。		○ (No.146)	養護教育センター
		特別支援教育介助員配置事業	継続	特別支援教育介助員を配置し、小学校及び中学校に在籍する常時介助が必要な児童の安全を確保します。		○ (No.146)	養護教育センター
		スクールメディカルサポート事業	拡充	小学校の通常の学級又は特別支援学級に在籍する医療的ケアを必要とする児童に対し、医療的ケアを行う看護師を派遣します。	スクールメディカルサポートーの増員 4人→6人	○ (No.146)	養護教育センター
		私立幼稚園特別支援教育事業	継続	障害のある児童の就園の機会の拡大と共に、障害のある児童の在籍する私立幼稚園における特別支援教育の充実と振興及び保護者の教育費負担軽減を図るため、市内私立幼稚園設置者及び公益社団法人千葉市幼稚園協会に対し補助金を交付します。	-	○ (No.136)	幼保支援課

#### (4) 重い障害があっても自立できる社会の推進(住まいと社会とのつながり)

項目番号	対応方針	①関連する事業名称	②分類	③事業内容	④拡充等の内容	障害者計画事業番号	所管課
1	<b>住まいの確保にかかる既存制度の周知と成年後見制度の利用促進について</b> <p>障害者が賃貸物件を借りる際の保証等について、既存の制度を周知するとともに、新たな保証の仕組みづくりを検討します。併せて、成年後見制度の利用を促進します。</p>	千葉市民間賃貸住宅入居支援制度及び補助制度	継続	希望に応じた民間住宅や市の住宅施策に関する情報提供・助言を行うほか、家賃債務保証会社の保証委託料の一部を補助します。	-	-	住宅政策課
		千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助制度	継続	セーフティネット住宅への入居に関する情報提供・助言を行うほか、家賃債務保証会社の保証委託料の一部を補助します。	-	-	住宅政策課
		成年後見支援センター設置事業	継続	成年後見制度の普及・啓発、専門相談、申立手続支援、市民後見人の養成などを行い、制度に対する市民の理解を深め、利用促進を図ります。	-	○ (No.73)	地域包括ケア推進課

		成年後見制度利用支援事業	継続	判断能力が不十分なために契約締結などの法律行為や財産管理が困難な方が成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見開始の審判請求費用や後見人などの報酬を助成します。	-	○ (No.74)	地域包括ケア推進課 障害者自立支援課
2	重度の障害者グループホームの開設促進と居住場所の検討について  特に、重度の障害者に対応するグループホームの開設を促進するための支援策を実施します。また、グループホームへの入居が困難な障害者に対する居住場所について検討します。	障害者グループホームの整備	継続	住み慣れた地域で継続して生活できるよう、日常生活の援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進します。	-	○ (No.100)	障害福祉サービス課
3	生活支援の検討について  生活支援について、自助、公助、共助、それぞれの観点から支援策を検討します。	視覚障害者への資源物排出用特別指定袋の配布	継続	視覚障害で単身世帯の方のうち、申請があつた方に、びん・缶・ペットボトルもしくは資源化できない点字書類を排出するための資源物排出用特別指定袋を配布します。	-	○ (No.92)	収集業務課
		障害者世帯等の粗大ごみの運び出し収集	継続	粗大ごみの収集に際し、身近な人の協力を得ることが困難なため、自ら指定場所まで運び出しができない障害者世帯、高齢者世帯等を対象に、屋内からの運び出し収集を実施します。	-	○ (No.92)	収集業務課
		高齢者等ごみ出し支援事業	継続	家庭ごみを自らごみステーションに持っていくことが困難な高齢者世帯・障害者世帯に対し、ごみ出し支援を行う団体活動を補助することで、これらの方々のごみ出しを支援します。	-	○ (No.92)	高齢福祉課
		福祉有償運送	継続	タクシー等の公共交通機関によっては、要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、特定非営利活動法人(NPO法人)、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを実施しています。	-	-	高齢福祉課

4	<b>地域で暮らす障害者が孤立しないための支援の仕組みの検討について</b>  地域で暮らす障害者が孤立化しないよう事業者間での情報連携体制を構築します。	地域自立支援協議会	継続	地域自立支援協議会地域部会にて、顔の見えるネットワークづくりをしており、処遇困難事例の個別支援会議のほか、相談支援事業者の意見交換会などを実施しています。	-	○ (No.72)	障害福祉サービス課
		成年後見制度利用促進	新規	成年後見制度の利用促進にあたり、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議するため、成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワークの構築に向けた専門調査会及び協議会を開催した。	-	-	地域包括ケア推進課 障害者自立支援課
5	<b>地域のつながりの促進について</b>  地域コミュニティの中で、障害者が一定の役割とつながりを持てるように、地域住民への呼びかけを行います。	社会福祉協議会地区部会活動の活性化支援	継続	千葉市社会福祉協議会地区部会が行う、地域住民同士の交流活動や福祉活動推進員への研修等の実施を支援し、地域福祉活動を促進します。	-	○ (No.15)	地域福祉課
6	<b>災害時避難体制の検討及び市民への周知・協力・呼びかけについて</b>  市民の力を借りた災害時の避難支援体制を検討します。また、広く大学等にも避難所等の協力を呼び掛けていきます。さらに、避難先への移送に際しても、関係機関への支援が要請できるよう検討します。	自主防災組織の育成	拡充	地域の住民が平常時からお互いに協力し合い「自分たちの町は自分たちで守る」ということを目的に結成される自主防災組織の育成・支援を行います。	自主防災組織の育成強化を図るため、各種助成や防災リーダーの養成を行った。	○ (No.172)	防災対策課
		避難所運営委員会の活動支援	拡充	災害時に迅速かつ円滑に避難所の開設・運営を行うため、地域の町内自治会等が主体となった避難所運営委員会の設立を促進します。 また、運営委員会の活動を支援するために補助金制度の活用を促すなど、活動の活性化及び地域防災力の更なる向上を図ります。	避難所運営委員会の活動を支援するため、自主的な訓練や研修などに要する経費を助成した。	○ (No.173)	防災対策課
		災害時における避難支援体制の強化	継続	災害から障害者を守るために、避難行動要支援者名簿の町内自治会等への提供を進め、災害時に地域で避難支援を行う体制の整備に努めます。 (災害時地域支えあい事業)	-	○ (No.174)	防災対策課

7	<b>災害時における障害者の配慮についての市民への啓発について</b>  避難先での市民からの理解を得られるよう、避難生活にあたり、集団生活が困難な障害者に十分な配慮を行うなど、障害の特性に合わせた対応を行えるよう、市民の理解や啓発を推進します。なお、避難所への避難が困難な障害がある方の安否確認や情報伝達について検討します。	ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	拡充	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは支援や配慮を必要としていることが分からない方が携帯することにより、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の方に自身の障害等の支援や配慮を周囲の人にお願いするための、ストラップ型ヘルプマーク・千葉県版ヘルプカードを配布しました。	ヘルプカードに加えて、ストラップ型ヘルプマークを配布	-	障害者自立支援課
		自主防災組織の育成	拡充	(再掲)	-	○ (No.172)	防災対策課
		避難所運営委員会の活動支援	拡充	(再掲)	-	○ (No.173)	防災対策課
		災害時における避難支援体制の強化	継続	(再掲)	-	○ (No.174)	防災対策課

### (5)就労支援の充実

項目番号	対応方針	①関連する事業名称	②分類	③事業内容	④拡充等の内容	障害者計画事業番号	所管課
1	<b>企業の理解推進及び就労先の開拓</b>  企業や事業所における障害者への理解を広げ、障害者の就労先の開拓と障害者への就労支援への取組みを推進します。	障害者雇用促進就職面接会	継続	就職の困難な障害者の雇用促進を図るために、千葉公共職業安定所等と共に求人者・求職者を対象とした合同面接会を行い、雇用機会の確保に努めます。	-	○ (No.41)	雇用推進課

2	<b>就労に関する相談への対応と職場定着支援の実施について</b>  障害者、企業等からの就労に関する相談に対応するとともに、障害者及び企業等の双方にアドバイスすることにより、障害者の職場定着を支援します。	障害者就業支援キャリアセンターの運営参画	継続	<p>県が設置した千葉障害者就業支援キャリアセンターの運営に参画し、障害者の就職に関する相談、就労準備訓練、職場実習、就労時の職場支援等を行い、事業主には、雇用に関する相談、企業内ジョブコーチの育成等を行います。</p> <p>その他、求人開拓、広報啓発や企業、養護学校、施設等とのネットワークの構築などを行います。</p>	-	○ (No.40)	障害者自立支援課
		障害者職場実習事業	継続	<p>一般就労を希望する障害者に対し、就職前に企業等で一定期間の実習を行い、相互理解を深めたうえで雇用に結びつけることにより、障害者の職場定着を図り、もって障害者の一般就労を促進します。</p>	-	○ (No.42)	障害者自立支援課
3	<b>重度障害者の活躍できる場に関する検討について</b>  重度の障害者もその特性にあわせて活躍できる場の創出を検討します。	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コースほか)	継続	<p>&lt;ハローワーク&gt;</p> <p>障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給しており、重度の障害者等を雇用する場合、支給額が増加。</p>	-	-	(ハローワーク)
		ジョブコーチ支援	継続	<p>&lt;障害者職業センター&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者:業務遂行、職場内コミュニケーション、健康管理、生活リズムの支援</li> <li>・事業主:雇用管理、職場配置・職務内容、指導方法・かかわり方の助言、障害者雇用の社内啓発</li> <li>・家族:安定した職業生活維持、家族としてのかかわり方の助言ほか</li> </ul> <p>※支援期間:3か月程度(最大8か月)で、期間の定めあり。</p>	-	-	(障害者職業センター)

4	<p><b>障害者雇用の取組みの検証・周知について</b></p> <p>企業における効果的な障害者雇用の取組みを検証し、関係者に情報を周知します。</p>	障害者差別解消の推進	継続	障害者差別に関する相談窓口を設置し相談に対応するとともに、講演会開催などの啓発活動を実施します。	-	○ (No.12)	障害者自立支援課
5	<p><b>工賃向上を目的とした企業からの発注促進について</b></p> <p>障害福祉サービス事業所の工賃向上につながるよう、新商品の開発や新たな役務の請負など、企業と障害福祉サービス事業所との橋渡しを積極的に実施します。</p>	障害者就労事業振興センターの運営参画	継続	千葉県障害者就労事業振興センターの運営に県、船橋市及び柏市とともに参画し、授産製品の販路拡大や企業からの共同受注等を行うほか、新しい商品開発や各作業所等への経営指導、作業所等職員の資質の向上のための研修などを行います。	-	○ (No.47)	障害者自立支援課
6	<p><b>工賃向上を目的とした市からの発注促進について</b></p> <p>本市から就労系の障害福祉サービス事業所等への発注を増加させます。</p>	千葉市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るためにの方針の策定	継続	障害者優先調達推進法第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するための方針を定め、障害者就労施設等の受注機会の確保拡大、一般就労の促進を図ります。	-	-	障害者自立支援課

(6)人材の育成

項目番号	対応方針	①関連する事業名称	②分類	③事業内容	④拡充等の内容	障害者計画事業番号	所管課
1 福祉分野の人材育成について 様々な障害種別に対応できるよう 福祉分野の人材育成の取組みを推進します。		保育アクションプログラム	継続	保育の質の向上を図るため、保育士等に対する研修の充実・強化を図ります。	-	○ (No.135)	幼保運営課
		障害児保育・特別支援教育補助	継続	障害のある子どもを受け入れる教育・保育施設及び地域型保育事業所に対し、障害児保育・特別支援教育の実施に必要な職員加配に係る経費に対する補助金を交付します。	-	○ (No.137)	幼保運営課
		障害児保育等に係る巡回相談	継続	障害児保育・特別支援教育を実施する教育・保育施設及び地域型保育事業所を市嘱託職員が巡回し、障害のある子どもの経過観察、職員への助言・指導等を行います。	-	○ (No.138)	幼保運営課
		障害児保育・特別支援教育に関する研修	継続	すべての教育・保育施設及び地域型保育事業所が参加可能な研修を実施し、専門知識の習得や技能の向上を図ります。	-	○ (No.140)	幼保運営課
		発達障害者支援センター運営事業	拡充	(再掲)	-	○ (No.64)	障害者自立支援課
		発達障害者等に関する巡回相談事業	継続	(再掲)	-	○ (No.65)	障害者自立支援課
		地域生活支援拠点の整備	継続	障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、様々な支援を提供します。	-	○ (No.58)	障害福祉サービス課
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進	継続	(再掲)	-	○ (No.127)	精神保健福祉課
		障害者スポーツ指導員養成講習会の開催	継続	障害者が身近な施設でスポーツを楽しめる環境整備を進めるため、地域で障害者スポーツの推進を図る担い手を養成します。	-	○ (No.29)	スポーツ振興課

		かかりつけ医等発達障害対応力向上研修	継続	(再掲)	-	○ (No.129)	障害者自立支援課
2	医療、教育、労働分野の人材育成について  医療、教育、労働分野の人材育成については、関係団体と協議しながら、各分野の取組みを支援します。	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	継続	うつ病及び思春期精神疾患の早期発見・早期治療を図るため、かかりつけ医や学校関係者等に対し、適切なうつ病診療等の知識、技術及び精神科等の専門の医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得するための研修を実施します。	-	○ (No.122)	精神保健福祉課
		障害者就業支援キャリアセンターの運営参画	継続	県が設置した千葉障害者就業支援キャリアセンターの運営に参画し、障害者の就職に関する相談、就労準備訓練、職場実習、就労時の職場支援等を行い、事業主には、雇用に関する相談、企業内ジョブコーチの育成等を行います。 その他、求人開拓、広報啓発や企業、養護学校、施設等とのネットワークの構築などを行います。	-	○ (No.40)	障害者自立支援課
3	市職員の育成について  本市における障害福祉行政を担う人材の育成のため、市職員への研修等を積極的に実施します。	本庁障害部門初任者研修の実施	継続	本庁障害部門(障害者自立支援課、障害福祉サービス課、精神保健福祉課)に配属された職員に対して、障害福祉の現状について研修を実施します。	-	-	障害者自立支援課
		教職員研修運営事業	拡充	各種研修講座、研究を定期的に行い、特別支援教育に関わる教職員の資質の向上を図ります。	専門研修の講座を増設 35講座→36講座	○ (No.150)	養護教育センター

		手話通訳者養成事業	継続	聴覚障害者の自立と社会参加の担い手となる手話通訳者を養成するため、必要な知識や技術を指導します。 また、千葉県と共同で手話通訳者全国統一試験を実施します。	-	○ (No.83)	障害者自立支援課
		要約筆記者養成事業	継続	聴覚障害者の自立と社会参加の担い手となる要約筆記者を養成するため、必要な知識や技術を指導します。	-	○ (No.83)	障害者自立支援課
		盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	継続	盲ろう者の自立と社会参加の担い手となる通訳・介助員を養成するため、点字又は手話の知識を有する者に対して、盲ろう者に対する通訳及び移動等支援方法を指導します。	-	○ (No.83)	障害者自立支援課
4	障害者団体による研修や交流会の開催への支援を通じて、障害者本人や家族をサポートする人材の育成を促進します。	点訳・朗読奉仕員養成事業	継続	視覚障害者のコミュニケーション確保のため、点訳又は朗読に必要な技術を持つ奉仕員を養成します。	-	○ (No.84)	障害者自立支援課
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進	継続	(再掲)	-	○ (No.127)	精神保健福祉課
		障害福祉サービス等ヘルパー研修事業	継続	居宅介護事業所のヘルパー等を対象に、定期的な研修を行います。	-	○ (No.89)	障害福祉サービス課

		パラスポーツフェスタ ちば	継続	障害者や健常者にパラスポーツ体験を通じて、パラスポーツへの関心を高め、障害者との相互理解を深めます。	-	○ (No.16)	オリンピック・パラリンピック調整課
5	学生の障害福祉サービス事業所での実習やボランティア活動参加の促進について	障害者スポーツ大会の開催等事業	継続	障害者の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、各種教室、スポーツ活動の機会の確保、全国障害者スポーツ大会への参加支援などに取り組みます。 (学生ボランティアの参加)		○ (No.30)	障害者自立支援課
	福祉の職場を目指す学生について、大学等との連携により、障害福祉サービス事業所等での実習や障害者スポーツイベントでのボランティア活動等への参加を促進します。	パラスポーツ大会応援イベント「Go ! Together ! ~みんな一緒に共生する未来~」	継続	パラスポーツ競技大会を盛り上げ、多くの市民が観戦しパラスポーツファンが拡大するよう、千葉県や経済界、地元企業などと連携し、パラスポーツ競技大会にあわせて応援イベントを実施します。 イベントのパラスポーツ体験ブースを中心に、学生たちがボランティアとして従事しています。	-	-	オリンピック・パラリンピック調整課
		ちばマリンマラソン	継続	平成30年度から新設した視覚障害者部門において、帝京平成大学や国際武道大学の学生をボランティアの伴走者として活用しています。	-	-	スポーツ振興課

(7) 障害者への理解促進と社会参加しやすい環境の構築

項目番号	対応方針	①関連する事業名称	②分類	③事業内容	④拡充等の内容	障害者計画事業番号	所管課
1	<b>障害者差別解消法に係る周知啓発について</b>  障害者差別解消法に基づく合理的配慮を着実に実施するとともに、民間企業等にも積極的な対応を求めていきます。	九都県市首脳会議検討会による幕張新都心・パリアフレーコミュニケーション(モデル事業)の実施	-	配慮すべき事項を具体的かつ簡潔に明示することで、障害者が必要とする支援を即座に提供できる仕組み(ステップ1・2・3)について、平成30年11月に幕張新都心にてモデル的に実施。	-	-	障害者自立支援課
		障害者差別解消の推進	継続	(再掲)	-	○ (No.12)	障害者自立支援課
2	<b>障害者への理解や外出機会の促進について</b>  障害のある人も一緒に活動できる共生社会の実現に向けて、東京パラリンピック開催を契機に、企業や市民に対し、障害者への理解を促進し、障害者の生活への協力を求めています。特に「見えない障害」のある方については、積極的な啓発活動を行うこととします。  また、市内の小学校等において、障害者本人による福祉講話の開催や障害者アスリートの訪問等を実施し、障害者への理解を広げます。なお、障害のある児童生徒も無い児童生徒も一緒に活動できるスポーツやレクリエーションの実施を検討します。  (次頁へ続く)	ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	拡充	(再掲)	ヘルプカードに加えて、ストラップ型ヘルプマークを配布	-	障害者自立支援課
		福祉講話の実施	継続	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、市内の小学校等において、障害及び障害者への理解を促進するため、障害者本人が学校に赴き、児童生徒の視点に立って体験談等を語るとともに、スポーツ・レクリエーションや手話等の体験学習を通じて、障害者と交流を深めることにより、共生社会の意識醸成を図ります。	-	○ (No.1)	障害者自立支援課
		障害者アスリート学校訪問	継続	市内の小中学生を対象に、パラスポーツを体験し、パラスポーツへの関心を高め、障害者の理解を深めます。	-	○ (No.24)	オリンピック・パラリンピック調整課
		パラスポーツ交流会	継続	障害のある人もスポーツに親しむことで、共生社会の実現を目指すためのパラスポーツ交流会を大学と連携して実施。	-	○ (No.19)	オリンピック・パラリンピック調整課

	パラスポーツ講座	継続	競技や障害者への理解を深めるとともに、競技普及の担い手を育成するため、大学生を中心としたパラスポーツ講座(座学、体験)を実施。	-	-	オリンピック・パラリンピック調整課	
(前頁から続き)	障害者スポーツ大会の開催等事業	継続	(再掲)	-	○ (No.30)	障害者自立支援課 こころの健康センター	
2	さらに、これまで外出機会が少なかった障害者が気軽に街に出られるよう、障害者関係団体等と連携して様々なイベントを開催するとともに、障害者がスポーツに取り組み、健康増進を図ることを支援します。 なお、東京パラリンピック終了後も、障害の有無にかかわらず、一緒に様々な活動に参画できるよう、障害のある人との人の交流機会を一層広げていきます。	パラスポーツ体験会の開催	継続	区民まつり等において、パラスポーツ体験会を実施し、パラスポーツへの市民の理解を深めます。	-	○ (No.17)	オリンピック・パラリンピック調整課
	障害者とその家族を対象としたパラスポーツ体験会の開催	継続	医療機関でリハビリを行っている障害者に対し、リハビリからスポーツ活動への転換を図ることで社会参加を促進するため、千葉県理学療法士会と連携してパラスポーツの体験会を実施。	-	○ (No.18)	オリンピック・パラリンピック調整課	
	ちばしパラスポーツコンシェルジュ	新規	障害者が地域のスポーツ活動に参加するためのつなぎ役として、コーディネーターが障害の種類・程度に応じたスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングを行います。	-	-	オリンピック・パラリンピック調整課	

	3 <b>海浜幕張地区のアクセシブルルート等の整備とバリアフリーの推進について</b>  東京オリンピック・パラリンピック大会会場となる海浜幕張地区のアクセシブルルート等を整備するとともに、既存の施設の改修等においてバリアフリー化を進めます。 また、障害のある人もない人も共用できる設備への変更についても検討します。	オリンピック・パラリンピック開催に係るバリアフリー整備	継続	JR海浜幕張駅の駅前広場及びアクセシブルルート等のバリアフリー整備を実施します。	-	○ (No.154)	土木保全課
		中央公園・通町公園の整備	継続	中央公園・通町公園の整備にあたり、障害者の利用に配慮した公園として整備します。	-	○ (No.156)	都心整備課
		公民館の改修	継続	人に優しく、使いやすい公民館を目指し、トイレ改修等を進めます。	-	○ (No.158)	生涯学習振興課
		歩道の改良	継続	誰もが安全・安心に通行できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進します。	-	○ (No.160)	土木保全課
		鉄道駅バリアフリー化の推進	継続	鉄道事業者が実施する、鉄道駅への段差解消設備、多機能トイレ及び内方線付点状ブロックの整備に対し助成します。	-	○ (No.164)	交通政策課
4	<b>障害者虐待の防止について</b>  障害者虐待については、被虐待者への対応と同時に、家族や事業所等への支援も行い、再発防止に取り組み、最終的には発生件数ゼロを目指します。	障害者虐待の防止	継続	各保健福祉センターに障害者虐待防止センターを設置し、通報に対応するとともに、一時的に保護する居室を確保するなど障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止します。さらに、障害者を養護している家族等(養護者)が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者の支援を行います。 また、障害者虐待の防止に係る講演会を開催します。	-	○ (No.78)	障害者自立支援課
5	<b>障害者差別の解消や障害者虐待防止に関する研修の実施について</b>  障害者差別の解消や障害者虐待防止に関する研修を行い、障害者理解の推進に努めます。なお、障害者本人が研修の講師となるなど、障害者の声が届くように工夫します。	障害者差別解消の推進	継続	障害者差別に関する相談窓口を設置し相談に対応するとともに、講演会開催などの啓発活動を実施します。	-	○ (No.12)	障害者自立支援課
		障害者等用駐車区画の適正利用促進	継続	障害者等用駐車区画であることを表示したカラーコーンを製作のうえ、主な市有施設に設置し、一般市民への障害者等用駐車区画の適正な利用を促進します。	-	○ (No.13)	障害者自立支援課

(8)障害者福祉施策関連事業費の増大への対応

項目番号	対応方針	①関連する事業名称	②分類	③事業内容	④拡充等の内容	障害者計画事業番号	所管課
1	<b>既存事業の適正実施について</b> 既存事業が、事業本来の目的に沿って適正に給付されているか確認を徹底します。	指定障害児者支援事業所の指導・監査	継続	本市が指定した障害児者支援事業所の実地指導・監査を行うことにより、事業本来の目的に沿って適正に給付されているか確認を行いました。	-	-	障害福祉サービス課
2	<b>二次障害等による重度化の予防の推進について</b> 障害者が二次障害等による障害の重度化などにより、より多くの支援を必要とする状況になることについて、できる限り予防するための施策を積極的に推進します。	発達障害の早期発見・早期療育	継続	-	-	-	関係課
3	<b>既存事業の検証・見直しについて</b> 既存事業について、その目的と効果を定期的に検証し、より効果の高い方法への見直しを行います。また、社会情勢の変化等を踏まえ、他の制度の活用なども視野に入れ、スクラップアンドビルドを行います。	心身障害者福祉手当	見直し	特別障害者手当に該当しない在宅の20歳以上の重度の障害者及び障害児福祉手当に該当しない20歳未満の重度の障害者(児)を扶養する保護者に手当を支給します。	平成30年度から手当額を減額するとともに、65歳以上の新規障害者を本制度の対象外とし、その財源を障害福祉施策の喫緊の課題である発達障害者等への支援などの施策へ配分した。	○ (No.106)	障害者自立支援課